



平成20年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 推薦資格を有する使用者団体

福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

- (1) 推薦書 2部
- (2) 使用者委員候補者調書 2部
- (3) 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- (4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

平成20年9月8日（月曜日）から9月12日（金曜日）まで

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問い合わせは、労働政策課又は最寄りの福岡県労働福祉事務所を行うこと。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成20年8月28日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 船津工務店	行橋市大橋2-14-26	船津 鎮男	平成19年10月31日 福岡県知事許可（特-19） 第91205号

3 処分の内容

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社船津工務店及び代表取締役は、平成18年8月11日施行の福岡県行橋土木事務所発注に係る「人にやさしい歩行空間整備工事」の指名競争入札に参加するに際し、同人が他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったこと及び平成19年8月に同社の特定建設業許可の更新を受けるに当たり、虚偽の専任技術者証明書等を提出して許可の更新を受けたことにより、福岡地方裁判所小倉支部から、同人は談合罪及び建設業法違反で懲役1年（執行猶予4年）、同社は建設業法違反で罰金50万円の刑の宣告を受け、平成20年5月23日にその刑が確定していることが判明した。これらのことは、建設業法第29条第1項第2号及び第5号に該当する。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡都市計画用途地域

2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成20年9月30日 午後7時から9時まで

## (2) 場所

大野城市役所本館426会議室（大野城市曙町2丁目2番1号）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

(福岡市を除く福岡都市計画)

種類	面積 計(県決定分)	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退 距離の限度	建築物の敷地 面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層 住居専用地域	約761ha	6/10以下	4/10以下	1.0M	165㎡	10m	18.4%
	約305ha	8/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	7.4%
	約33ha	8/10以下	5/10以下	—	165㎡	10m	0.8%
	約33ha	10/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	0.8%
小計	約1,133ha						27.4%
第二種低層 住居専用地域	約4.7ha	8/10以下	5/10以下	1.0M	165㎡	10m	0.1%
	約44ha	8/10以下	5/10以下	—	165㎡	10m	1.1%
小計	約49ha						1.2%
第一種中高層 住居専用地域	約21ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	0.5%
	約62ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	1.5%
	約203ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	4.9%
	約21ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
小計	約307ha						7.4%
第二種中高層 住居専用地域	約145ha	15/10以下	5/10以下	—	—	—	3.5%
	約208ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	5.0%
	約37ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
小計	約390ha						9.4%
第一種住居地域	約1,105ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	26.8%
小計	約1,105ha						26.8%
第二種住居地域	約2.8ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	0.1%
	約228ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5%
小計	約231ha						5.6%

準住居地域	約46ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	1.1%
小計	約46ha						1.1%
近隣商業地域	約45ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.1%
	約5.0ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
小計	約50ha						1.2%
商業地域	約4.8ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
	約45ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	1.1%
小計	約49ha						1.2%
準工業地域	約717ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	17.4%
	約20ha	30/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
小計	約737ha						17.9%
工業地域	約9.0ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.2%
小計	約9.0ha						0.2%
工業専用地域	約23ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.6%
小計	約23ha						0.6%
	約4,129ha						100.0%

## (2) 閲覧

同案については、平成20年9月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び大野城市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年8月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

- (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3711）に対して行うこと。

公告

平成20年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成20年9月8日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成20年11月14日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

ア) 履歴書 1部

イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成20年9月29日（月曜日）から同年10月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成20年10月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

合格者は、平成20年11月末までに発表する。発表は、合格者の受験番号を県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092 - 643 - 3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

監 査 委 員

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成20年9月8日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文  
同 進 谷 庸 助  
同 伊 藤 龍 峰  
同 野 田 栄 市

## 第1 監査の概要

## 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関36機関  
 (2) 監査対象期間：平成19年度  
 (3) 監査実施期間：平成20年5月14日～平成20年6月20日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間
福岡農林事務所	平成20年6月11日～ 平成20年6月13日
福岡地域農業改良普及センター	
北筑前地域農業改良普及センター	
朝倉農林事務所	平成20年5月28日～ 平成20年5月30日
朝倉地域農業改良普及センター	
久留米地域農業改良普及センター	
八幡農林事務所	平成20年6月17日～ 平成20年6月20日
北九州地域農業改良普及センター	
飯塚農林事務所	平成20年6月4日～ 平成20年6月6日
飯塚地域農業改良普及センター	
田川地域農業改良普及センター	
筑後農林事務所	平成20年5月20日～ 平成20年5月23日
南筑後地域農業改良普及センター	
八女地域農業改良普及センター	
病害虫防除所 筑後支所	
行橋農林事務所	平成20年6月17日～ 平成20年6月20日
京築地域農業改良普及センター	
築上地域農業改良普及センター	
病害虫防除所 行橋支所	
農業総合試験場	平成20年5月21日～ 平成20年5月23日
病害虫防除所	
農業総合試験場 豊前分場	平成20年6月3日
農業総合試験場 筑後分場	平成20年6月16日
農業総合試験場 八女分場	平成20年6月3日
農業総合試験場 果樹苗木分場	平成20年6月2日
農業 大 学 校	平成20年6月2日
中央 家 畜 保 健 衛 生 所	平成20年6月16日
北 部 家 畜 保 健 衛 生 所	平成20年5月16日
西 筑 家 畜 保 健 衛 生 所	平成20年5月15日

監査対象機関名	監査対象期間
筑後家畜保健衛生所	平成20年6月9日
筑後川水系農地開発事務所	平成20年5月14日～ 平成20年5月16日
森林業技術センター	平成20年6月9日
水産海洋技術センター	平成20年5月20日
水産海洋技術センター - 有明海研究所	平成20年6月10日
水産海洋技術センター - 豊前海研究所	平成20年5月27日
水産海洋技術センター - 内水面研究所	平成20年6月3日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、県営工事（県単独事業）の執行状況について、重点事項として調査を行った。

## 3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

- (1) 収入
  - 農林水産手数料、生産物売払収入、農林水産業受託事業収入、弁償金等の調定及び収入事務
- (2) 支出
  - 賃金、報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務
- (3) 人件費
  - 報酬、給料及び通勤手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
  - 契約の締結及び履行確認事務
- (5) 公有財産
  - 土地、建物、工作物、樹木等の管理事務
- (6) 物品
  - 取得、管理及び処分状況
- (7) 県営工事
  - 県営工事の執行状況
- (8) 補助事業
  - 補助事業の執行状況

## 第2 監査の結果

- 1 各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。
- 2 重点事項の調査結果
  - 県営工事（県単独事業）の執行状況について

(1) 監査対象機関  
農林事務所全6機関

(2) 調査内容

平成19年度に完了した県営工事（県単独事業）で、最終契約額100万円以上、かつ契約変更を行っているもの（全57件）について、その変更理由、変更工事箇所が適切であるかどうかについて、関係書類をもとに、調査を行った。

(3) 調査の結果

変更理由については、「現地精査の結果、設計変更の必要が生じたもの」が57件中50件（87.7%）と大部分を占めており、その他は、「当初契約後の自然災害等」、「地元との協議」及び「事業の進捗を図るため」であった。

また、変更工事箇所については、「隣接箇所の増工」が7件であり、その他はすべて「同一箇所内における変更」であった。

変更理由、変更工事箇所はいずれも適切であり、変更契約事務は適正に処理されていた。

以上のことから、県営工事（県単独事業）のうち調査対象工事については適正に執行されていると認められた。

調査結果表

対象機関名	該当工事 件数	変更理由			変更工事箇所		
					A	B	
福岡農林事務所	15	13	1	1	0	14	1
朝倉農林事務所	12	9	1	1	1	11	1
八幡農林事務所	8	8	0	0	0	6	2
飯塚農林事務所	13	13	0	0	0	11	2
筑後農林事務所	5	3	1	0	1	4	1
行橋農林事務所	4	4	0	0	0	4	0
合計	57	50	3	2	2	50	7

「変更理由」欄の内容

：現地精査の結果、設計変更の必要が生じたもの。

：当初契約後の自然災害等により、設計変更の必要が生じたもの。

：地元との協議により、設計変更の必要が生じたもの。

：事業の進捗を図るため設計変更の必要が生じたもの。

「変更工事箇所」欄の内容

A：当初予定（契約）箇所において、工事の内容を一部変更して施工している場合

B：当初予定（契約）箇所に隣接した箇所を追加して施工している場合（隣接箇所の増工）

## 雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第6号

福岡北九州高速道路債券の定時償還のための抽せんを行った結果、償還する債券の証券番号が決定したので福岡北九州高速道路債券規程第7条の規定により公告する。

平成20年9月8日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 田 中 康 順

銘 柄	券面金額	証券番号	償還期日	償還額 (千円)
第98回福岡北九州 高速道路債券	100万円	25,722 ~ 26,591	平成20年9月24日	870,000
第100回福岡北九 州高速道路債券	100万円	6,580 ~ 7,264 8,015 ~ 8,079	平成20年9月23日	750,000

--	--

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています